

「尾道季節の地魚の店」認定申請書

※□欄は該当項目に□チェック(又は■塗りつぶし)してください。★項目はHP、イベントブックに掲載する情報です。

申請店舗名★	(フリガナ)			業種★ (ジャンル)
申請店舗所在地★	〒 尾道市			
代表者名	(フリガナ)	担当者名	(フリガナ) □同左	
店舗電話番号★		店舗FAX番号	□あり() □なし	□同左
ホームページ★	□http:// □なし □食べログへのリンクを希望する	E-mail	□() □なし)
営業時間★		定休日★		
アクセス★				
店舗情報★	席数(席)	□駐車場(台) □宴会可 □禁煙席あり □その他()	□提携駐車場あり □貸切可 □カウンターあり □喫煙席あり □全席禁煙	□ランチあり □個室あり □全席喫煙 □その他()
所属団体	□尾道飲食組合 □因島料飲組合 □因島旅館組合 □瀬戸田旅館飲食組合 □尾道商工会議所 □尾道しまなみ商工会 □因島商工会議所 □尾道観光協会 □因島観光協会			
取扱品目	品目名★	仕入れ先		
	□魚類・甲殻類 □その他()	□卸売市場 (名称:)		
	(使用する尾道の地魚)	□仲卸業者 (名称:)		
	□鮮魚店 (名称:)		
	□スーパー等 (名称:)		
	□直売所 (名称:)		
	□漁業者 (名称:) □その他 (名称:)		
代表的な尾道の地魚を使用したメニュー★	別紙(代表的な尾道の地魚を使用したメニュー)のとおり			
店舗紹介★	キヤツチコピー:			
	※店舗の写真を添付してください。(店舗名を裏書きしてください。)データで提供いただける場合、次のアドレスに写真を添付して送信願います。(ファイル名に店舗名を入力してください。) 尾道市産業部農林水産課メールアドレス norin@city.onomichi.hiroshima.jp			

「尾道の地魚」の定義について

「尾道市並びに尾道市に隣接する福山市、三原市、愛媛県上島町、今治市島嶼部(大三島、伯方島、大島)の港で水揚げされた魚介類」です。

認定の対象

尾道市内に所在する飲食業及び宿泊業を営む店舗で、「尾道の地魚」を使用する料理を提供し、尾道飲食組合、因島料飲組合、因島旅館組合、瀬戸田旅館飲食組合、尾道商工会議所、尾道しまなみ商工会、因島商工会議所、尾道観光協会、因島観光協会のいずれかに加入している店舗(代表者)とする。なお、複数の店舗を有する場合にあっては、各店舗を対象とする。

認定要件

本制度の趣旨に賛同し、「尾道の地魚」を市民に対して積極的に提供する意思がある公序良俗に反しない店舗であつて、以下の各号の要件にすべて該当している店舗とする。

- (1)「尾道の地魚」を使用する料理をほぼ通年で提供していること。
- (2)「尾道の地魚」を扱っている者から、「尾道の地魚」として仕入れていること。「尾道の地魚」を扱っている者とは、卸売市場、仲卸業者、鮮魚店・スーパーなどの小売店、直売所、漁業者等とする。

添付資料

- (1)尾道の地魚を使用したメニューと店舗の写真(写真はデータ送信可:norin@city.onomichi.hiroshima.jp)
- (2)店舗の周辺地図

当店舗は、尾道季節の地魚の店として尾道季節の地魚の店認定要綱を遵守いたします。

年 月 日

尾道季節の地魚の店連絡協議会長 様

代表者住 所

会社等名

氏 名

(印)

(別紙)

代表的な尾道の地魚を使用したメニュー★

① メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
② メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
③ メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
④ メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
⑤ メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
⑥ メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
⑦ メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
⑧ メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
⑨ メニュー名 値段 期間 使用する地魚 メニュー紹介	
地魚料理以外の ドリンク等の紹介	

(注)①貴店のお勧めメニューを①から優先順にご記入ください。

②メニューの写真を添付ください。(1メニューにつき1枚まで、店舗名とメニュー番号を裏書きして下さい。)メール送信可(ファイル名に店舗名・メニュー番号を入れて下さい。)

③おのみちイベントブックやホームページへの掲載はスペースや容量の関係から割愛する場合があります。ご了承願います。

記入例

尾道季節の地魚の店」認定申請書

※□欄は該当項目に□チェック(又は■塗りつぶし)してください。★項目はHP、イベントブックに掲載する情報です。

申請店舗名★	(フリガナ) チザカナノミセオノミチ 地魚の店 尾道			業種★ (ジャンル)	和食
申請店舗所在地★	〒 722-8501 尾道市 久保一丁目15-1				
代表者名	(フリガナ) オノミチイチロウ 尾道一郎	担当者名	(フリガナ) オノミチ ハナコ □同左 尾道花子		
店舗電話番号★	0848-38-9478	店舗FAX番号	■あり(0848-37-2377 □同左) □なし		
ホームページ★	■http://www.city.onomichi.hiroshima.jp □なし ■食べログへのリンクを希望する	E-mail	■(dizakana@city.onomichi.hiroshima.jp) □なし		
営業時間★	11:00~14:00、17:00~21:00	定休日★	月曜日		
アクセス★	JR尾道駅より海岸通を東へ徒歩15分 尾道市役所から1分				
店舗情報★	席数(30 席)	■駐車場(5 台) ■宴会可 ■禁煙席あり ■その他(提携駐車場が店から50m離れた場所にある。)	■提携駐車場あり ■貸切可 □喫煙席あり □全席禁煙	■ランチあり □カウンターあり ■個室あり	
所属団体	■尾道飲食組合 □因島料飲組合 □因島旅館組合 □瀬戸田旅館飲食組合 □尾道商工会議所 □尾道しまなみ商工会 □因島商工会議所 □尾道観光協会 □因島観光協会				
取扱品目	品目名★		仕入れ先		
	■魚類・甲殻類 ■貝類 □その他()		□卸売市場 (名称:)		
	(使用する尾道の地魚)		□仲卸業者 (名称:)		
	マダイ、メバル、アコウ、タチウオ、 オコゼ、ヒラメ、イカ、エビ、アサリ		■鮮魚店 (名称: 尾道鮮魚店)		
			□スーパー等 (名称:)		
			□直売所 (名称:)		
			□漁業者 (名称:)		
代表的な尾道の地魚を使用したメニュー★	別紙(代表的な尾道の地魚を使用したメニュー)のとおり				
店舗紹介★	キャッチコピー: 尾道の地魚にこだわった料理店です。				
	当店では、旬の新鮮な地魚を提供しています。一品料理、会席料理、各種定食、寿司など素材の味を活かした料理を提供することを心がけています。是非ご堪能ください。				
※店舗の写真を添付してください。(店舗名を裏書きしてください。)データで提供いただける場合、次のアドレスに写真を添付して送信願います。(ファイル名に店舗名を入力してください。) 尾道市産業部農林水産課メールアドレス norin@city.onomichi.hiroshima.jp					

(別紙)「代表的な尾道の地魚を使用したメニュー」へ貴店のメニューを記載願います。

「尾道の地魚」の定義について

「尾道市並びに尾道市に隣接する福山市、三原市、愛媛県上島町、今治市島嶼部(大三島、伯方島、大島)の港で水揚げされた魚介類」です。

認定の対象

尾道市内に所在する飲食業及び宿泊業を営む店舗で、「尾道の地魚」を使用する料理を提供し、尾道飲食組合、因島料飲組合、因島旅館組合、瀬戸田旅館飲食組合、尾道商工会議所、尾道しまなみ商工会、因島商工会議所、尾道観光協会、因島観光協会のいずれかに加入している店舗(代表者)とする。なお、複数の店舗を有する場合にあっては、各店舗を対象とする。

認定要件

本制度の趣旨に賛同し、「尾道の地魚」を市民に対して積極的に提供する意思がある公序良俗に反しない店舗であつて、以下の各号の要件にすべて該当している店舗とする。

- (1)「尾道の地魚」を使用する料理をほぼ通年で提供していること。
- (2)「尾道の地魚」を扱っている者から、「尾道の地魚」として仕入れていること。「尾道の地魚」を扱っている者とは、卸売市場、仲卸業者、鮮魚店・スーパーなどの小売店、直売所、漁業者等とする。

添付資料

- (1)尾道の地魚を使用したメニューと店舗の写真(写真はデータ送信可:norin@city.onomichi.hiroshima.jp)
- (2)店舗の周辺地図

必ず添付願います。

当店舗は、尾道季節の地魚の店として尾道季節の地魚の店認定要綱を遵守いたします。

要綱をご確認ください。

平成 26 年 7 月 1 日

尾道季節の地魚の店連絡協議会長 様

代表者 住 所

尾道市久保一丁目15-1

会社等名

株式会社 尾道

氏 名

代表取締役 尾道一郎

取締役印 尾道 株式会社

必ず押印願います。

尾道季節の地魚の店認定要綱

(目的)

第1条 尾道季節の地魚の店を認定することにより、尾道の地魚の店を広くPRし、尾道の地魚の地産地消を推進するとともに、商業振興並びに水産振興に資することを目的とする。

(尾道の地魚の定義)

第2条 この要綱でいう「尾道の地魚」とは、尾道市並びに尾道市に隣接する福山市、三原市、愛媛県上島町、今治市島嶼部（大三島、伯方島、大島）の港で水揚げされた魚介類をいう。

(認定の対象)

第3条 尾道市内に所在する飲食業及び宿泊業を営む店舗で、「尾道の地魚」を使用する料理を提供し、尾道飲食組合、因島料飲組合、因島旅館組合、瀬戸田旅館飲食組合、尾道商工会議所、尾道しまなみ商工会、因島商工会議所、尾道観光協会、因島観光協会のいずれかに加入している店舗（代表者）とする。なお、複数の店舗を有する場合にあっては、各店舗を対象とする。ただし、尾道季節の地魚の店連絡協議会（以下「協議会」という。）が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(認定要件)

第4条 本制度の趣旨に賛同し、「尾道の地魚」を市民に対して積極的に提供する意思がある公序良俗に反しない店舗であって、以下の各号の要件にすべて該当している店舗とする。

- (1) 「尾道の地魚」を使用する料理をほぼ通年で提供していること。
- (2) 「尾道の地魚」を扱っている者から、「尾道の地魚」として仕入れていること。「尾道の地魚」を扱っている者とは、卸売市場、仲卸業者、鮮魚店・スーパーなどの小売店、直売所、漁業者等とする。

(認定審査部会)

第5条 この要綱に基づく認定申請の審査、その他認定に関し特に必要と認める事項について調査又は審議するため、認定審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会に部会長を置き、部会長は協議会会长が、これにあたる。
- 3 部会会員は協議会会員のうちから、協議会長が選任するものとする。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(認定の申請)

第6条 尾道季節の地魚の店の認定を受けようとする店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を協議会に提出するものとする。

- (1) 尾道季節の地魚の店認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）
 - (2) その他、申請に必要な資料。
- 2 申請は毎年5月1日から5月31日の間に受け付けるものとする。ただし、平成26年度は7月1日から7月31日の間に受け付けるものとする。

(認定の決定及び登録)

第7条 第6条の規定による申請があった場合には、部会を開催し、審査する。部会の審査の結果を協議会に諮り、認定要件に適合すると認めたときは、協議会は認定を決定し、申請者に対し尾道季節の地魚の店認定証（別記様式第2号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 部会は、認定の審査に際し、必要と認める場合には、申請書の内容に関する調査を行うことができるものとする。
- 3 協議会は、認定しないと決定したときは、申請者に対し尾道季節の地魚の店認定審査結果通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
- 4 申請者は、認定を受けた際に、認定証と引き換えに登録料を納付するものとする。
- 5 前項の登録料は3,000円とし、翌年度以降は参加手数料として毎年2,000円を納付するものとする。
- 6 協議会は、前項の納付の確認後に、認定の対象となった店舗（以下「認定店」という。）を尾道季節の地魚の店名簿（以下「地魚の店名簿」という。）に登録するものとする。
- 7 地魚の店名簿に登録する内容は、以下のとおりとする。
 - (1) 認定店の店名
 - (2) 認定店の所在地、電話番号、営業時間、定休日
 - (3) 取扱品目
 - (4) 認定の有効期間
(認定証の掲示)

第8条 認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定店内の見やすい箇所に認定証又は協議会が定める認定証に替わるものを掲示しなければならない。

（認定の有効期間）

第9条 認定の有効期間は（以下「認定期間」という。）は、認定した月の翌月1日から起算して3年間とする。ただし、平成26年度の申請分については、認定した日の翌日から平成29年6月30日までとする。

（認定の更新）

第10条 認定者が、認定期間終了後引き続き認定を受けようとする場合は、認定期間満了日の1か月前までに、尾道季節の地魚の店認定更新申請書（別記様式第4号）を協議会に提出するものとする。

- 2 更新の申請から登録に係る手続きは、第7条に準ずるものとする。
- 3 前項の規定により更新される認定期間は、当該認定期間の終了する日の翌日から起算して3年間とする。
- 4 更新後の認定番号は、更新前と同じ番号を用いるものとする。

（変更申請）

第11条 認定者は、認定内容に変更があった場合には、速やかに尾道季節の地魚の店認定事項変更承認申請書（別記様式第5号）を協議会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、適当と認めたときは、協議会はこれを承認し、申請者に対し、尾道季節の地魚の店認定事項変更承認通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。ただし、軽微な変更については事務局でこれを処理するものとする。
- 3 変更承認後の有効期間は、変更前の残期間とする。

（認定者の責務）

第12条 認定者は、認定店を営業するにあたっては、次の各号の内容について、誠実にこれを遵守しなければならない。

- (1) 認定要件を誠実に履行し、「尾道の地魚」の普及、消費拡大に努めなければならない。

(2) 「尾道の地魚」を提供していることを、認定証等を用いて、利用者が見やすい箇所に掲示又はその他の方法で明示しなければならない。

(3) 問題が生じた場合は、認定者の責任においてこれを解決しなければならない。

(4) 認定要件に適合しなくなったとき又は営業を廃止したときは、速やかに尾道季節の地魚の店認定廃止届出書（別記様式第7号）に認定証を添えて協議会に提出しなければならない。

（認定の取り消し）

第13条 協議会は、認定者が次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すものとし、認定者に対し尾道季節の地魚の店認定取消通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

(1) 申請内容に事実と異なる偽りが認められるとき。

(2) 認定証を不正に使用したと認められるとき。

(3) 認定要件に適合しなくなったと認められるとき。

(4) 第12条第4号に規定する届出書の提出があったとき。

(5) その他協議会が認定の取消が適当と認めたとき。

2 協議会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定者に過失がないと認められる場合を除いて、取り消した日から起算して3年の範囲で認定を行わないものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消した場合においても、一旦納付された登録料は返還しないものとする。

4 第1項の規定により認定を取り消された認定者は、協議会が認定する資材等を使用してはならない。

（点検・指導）

第14条 協議会は、この制度を適正に運用するため、認定者に対し必要な調査又は確認を行うとともに、必要と認められる場合は認定者に対し改善を求めることができる。

2 調査は、次の方法により実施するものとする。

(1) 認定店への立入調査

（個人情報等の取扱）

第15条 協議会は、この要綱に係る処理をするために個人情報を取り扱う場合には、この要綱に係る申請書等に記載された内容について、尾道の地魚の店のPRと尾道の地魚の地産地消の推進以外の用途に用いてはならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。